

プッシュホンによる振込・振替取引規定

1. (プッシュホンによる振込・振替取引)

- (1) プッシュホンによる振込・振替取引(以下「プッシュホン振込・振替サービス」といいます)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)からの電話依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます)より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当社本支店の口座(以下「入金指定口座」といいます)へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 電話依頼は、依頼人が占有管理する電話(プッシュホン)を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ア. 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - イ. 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当社本支店にある場合、または異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

2. (振込または振替の受付等)

- (1) プッシュホン振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当社が定めた番号の電話あてに送信を行い、当社の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を電話のボタンにより操作してください。
- (2) 当社で受信した加入者番号、暗証番号が、当社があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号と一致した場合には、当社は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については当社が最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当社は、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額と次条の振込手数料金額との合計額または振替金額を引落しのうえ、当社所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(信託総合口座取引規定を含みます)、通知預金規定、当座勘定規定またはカードローン関係規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当社所定の方法により取扱います。
- (6) プッシュホン振込・振替サービスの利用時間は当社が別途定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - ア. 振込指定日または振替指定日に、振込金額と次条の振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)をこえるとき。
 - イ. 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
 - ウ. 依頼人から支払指定口座からの支払停止あるいは、入金指定口座への入金停止の届け出があり、それにもとづき当社が所定の手続を行ったとき。
 - エ. 差押等やむを得ない事情があり当社が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。
- (8) 入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は当社所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

3. (手数料等)

- (1) プッシュホン振込・振替サービス利用期間中は当社所定の基本手数料を支払ってください。

なお、基本手数料は、当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしに指定預金口座から自動引落しを行うものとします。

- (2) プッシュホン振込・振替サービスにより振込む場合には、当社所定の振込手数料を支払ってください。

4. (取引内容の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容をご確認ください。万一、取引内容に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

- (2) 取引内容に相違がある場合において、依頼人と当社の間で疑義が生じたときは、当社の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. (免責条項)

- (1) 当社の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。なお、当社が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。

- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際、送信された加入者番号、暗証番号、登録番号および確認コードと当社があらかじめ指定した加入者番号、登録番号、確認コードおよび届出の暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、加入者番号、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。

6. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当社所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

7. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（信託総合口座取引規定を含みます）、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、貸付信託約款、金銭信託契約条項およびカードローン関係規定により取扱います。

9. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上